付録 3. 九州大学学則 第 13 条

九州大学学則

平成１６年度九大規則第１号
施　　行：平成１６年　４月　１日
最終改正：平成２５年　５月　１日

目次

第１章　総則（第１条～第２条の２）
第２章　組織等（第３条～第１７条）
第３章　役員、職員等（第１８条～第２６条）
第４章　役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考会議（第２７条～第３０条）
第５章　委員会等（第３１条～第３７条）
第６章　教授会等（第３８条～第４０条）
第７章　雑則（第４１条）
附則

第１３条　本学に、本学の教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。

【学教法第９６条】

(1)　生物環境利用推進センター
(2)　熱帯農学研究センター
(3)　アイソトープ総合センター
(4)　中央分析センター
(5)　留学生センター
(6)　総合研究博物館
(7)　システムＬＳＩ研究センター
(8)　国際宇宙天気科学・教育センター
(9)　韓国研究センター
(10)　医療系統合教育研究センター
(11)　超伝導システム科学研究センター
(12)　感性融合デザインセンター

(13)　産学連携センター
(14)　超高圧電子顕微鏡室
(15)　環境安全センター
(16)　西部地区自然災害資料センター
(17)　電離気体実験施設
(18)　大学文書館
(19)　ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター
(20)　アドミッションセンター
(21)　水素エネルギー国際研究センター
(22)　未来化学創造センター
(23)　バイオアーキテクチャーセンター
(24)　鉄鋼リサーチセンター
(25)　低温センター
(26)　加速器・ビーム応用科学センター
(27)　稲盛フロンティア研究センター
(28)　炭素資源国際教育研究センター
(29)　シンクロトロン光利用研究センター
(30)　先端融合医療創成センター

(31) 伊藤極限プラズマ研究連携センター
(32) 国際教育センター
(33) 有体物管理センター
(34) 分子システム科学センター
(35) 日本エジプト科学技術連携センター
(36) プラズマナノ界面工学センター
(37) 先端医療イノベーションセンター
(38) ＥＵセンター
(39) 免疫機構研究センター
(40) 環境発達医学研究センター
(41) 癌幹細胞研究センター
(42) リスクサイエンス研究センター
(43) ヌクレオチドプール研究センター
(44) エピゲノムネットワーク研究センター
(45) アジア保全生態学センター
(46) ヒトプロテオーム研究センター
(47) 創薬育薬最先端研究基盤センター
(48) ユヌス＆椎木ソーシャル・ビジネス研究センター
(49) バイオメカニクス研究センター
(50) 次世代燃料電池産学連携研究センター
(51) 合成システム生物学研究センター
(52) 科学技術イノベーション政策教育研究センター
(53) 最先端有機光エレクトロニクス研究センター
(54) 国際知的財産法・国際私法センター
(55) 先端素粒子物理研究センター
(56) 食品機能デザイン研究センター
(57) グリーンアジア国際リーダー教育センター
(58) 分子システムデバイス国際リーダー教育センター
(59) 次世代蓄電デバイス研究センター
(60) 革新的マーケットデザイン研究センター
(61) オルガネラホメオスタシス研究センター
(62) 水素材料先端科学研究センター
(63) 次世代経皮吸収研究センター
(64) アジア埋蔵文化財研究センター
(65) エネルギー基盤技術国際教育研究センター
(66) キャンパスライフ・健康支援センター
(67) アーキテクチャ指向フォーマルメソッド研究センター

２　各学内共同教育研究施設の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

（学部等の附属施設）